

総理ご発言案  
(第 33 回 新型コロナウイルス対策本部)

- 4月7日に緊急事態宣言を発出してから1か月。この間、国民の皆様には、人と人の接触機会を8割削減するとの目標の実現に向け、大変な御協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。
  
- 本日開催された専門家会議において、これまでの感染状況に対する分析と、今後に向けた提言をいただきました。  
まず、
  - ・我が国は諸外国のような爆発的な感染拡大には至っておらず、全国の実行再生産数も1を下回るなど、一定の成果が現れ始めているものの、現時点では、未だかなりの数の新規感染者数を認め、感染者の減少も十分なレベルとは言えない
  - ・引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、現在の取組を継続する必要があるというのが専門家の皆様の見解です。



- このような専門家の皆様の御意見を踏まえ、本日、諮問委員会からも御賛同をいただき、4月7日に宣言した緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長することといたします。

実施区域は、全都道府県であり、現在の枠組みに変更はありません。

ただし、今から10日後の5月14日を目途に、専門家の皆さんに、その時点での状況を改めて評価いただきたいと考えています。

その際、地域ごとの感染者数の動向、医療提供体制のひっ迫状況などを詳細に分析いただいて、可能であると判断すれば、期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する考えです。

- 13の特定警戒都道府県では、引き続き、極力8割の接触削減に向けた、これまでと同様の取組を進めていただく必要があります。

一方で、それ以外の県においては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に、段階的に移行することをお願いします。



例えば、これまでクラスターの発生が見られず、「3つの密」を回避できる施設については、感染防止対策を徹底した上で、各県による休業要請の解除や緩和を検討していただきたいと思えます。

○ なお、国民の皆様におかれましては、まん延防止の観点から、引き続き、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力避けるよう、お願いいたします。

○ この後の記者会見で、国民の皆様に変更して私から御説明いたしますが、これからの1か月は緊急事態の収束のための1か月であり、次なるステップに向けた準備期間であります。

専門家の皆様からは、今後、この感染症が長丁場になることも見据え、感染拡大を予防する「新たな生活様式」を御提案いただきました。

様々な商店やレストランの営業、文化施設、比較的小規模なイベントの開催などは、この「新しい生活様式」を参考に、人と人との距離をとるなど、感染防止策を十分に講じていただいた上で、実施していただきたいと考えています。



今後2週間を目途に、業態ごとに、専門家の皆さんにも御協力いただきながら、事業活動を本格化していただくための、より詳細な感染予防策のガイドラインを策定してまいります。

- 都道府県と緊密に連携した、我が国のこれまでの取組は、確実に成果を上げてきております。各位にあっては、本日改定した基本的対処方針に基づき、引き続き、対策に全力を挙げてください。